

栄町会計年度任用職員募集案内

● 申込方法

「栄町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記載し、写真添付の上、各担当課に提出して下さい。仕事の内容・応募受付期間については、別添「募集内容一覧」をご覧ください。

※資格が必要な職種は、資格証の写しも併せて提出して下さい。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

※職種によっては、他に必要な書類がありますので募集一覧をご確認ください。

● 勤務条件

任用期間	別紙一覧表のとおり
報酬額（給与）	別紙一覧表のとおり
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、その他別紙一覧表のとおり支給されます。
有給休暇	任用期間に応じて付与される場合があります。
社会保険等	勤務日数や収入額に応じ、健康保険、厚生年金、雇用保険が別紙のとおり適用されます。
労働保険	町の非常勤職員の公務災害補償制度または、労働者災害補償保険が適用されます。
服務	会計年度任用職員は地方公務員法に基づく一般職の地方公務員となり守秘義務等の服務が適用されます。

● 任用までの流れ

申込により「会計年度任用職員台帳」に登録されます。

（各職場で人材が必要となった場合、また、希望職種以外の職に欠員が出た場合、連絡希望 **有** の方には書類選考の後面接試験の連絡をします。なお、台帳登録により必ずしも任用されるものではありません。）

所属長による面接を行います。具体的な仕事内容や雇用形態について説明をします。

採用となった場合、指定された出勤初日に所属長から「勤務条件通知書」を受け取り、勤務します。

● 選考方法

書類選考ならびに面接で行います。

面接日時については、担当課から連絡します。

各担当課において選考を行い、結果を順次お伝えします。

選考に合格した場合、任用期が到来するまでは「内定」として扱われます。

● 業務内容 別紙一覧参照

● 受験について

応募にあたって年齢上限はありません。ただし、次に該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 栄町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過していない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

● その他

採用された場合でも一定期間は条件付採用となります。

会計年度任用職員から正規職員への登用制度はありません。

自動車通勤の場合、1 日当たり 5 0 円の駐車場利用料をご負担いただきます。